

静岡市より生産緑地地区に関する大切なお知らせ

静岡市では2022年問題（生産緑地地区指定から30年経過）に
該当する生産緑地地区はありません!!

■2022年問題とは・・・※三大都市圏の首都圏（東京）中京圏（名古屋）近畿圏（大阪）に限る

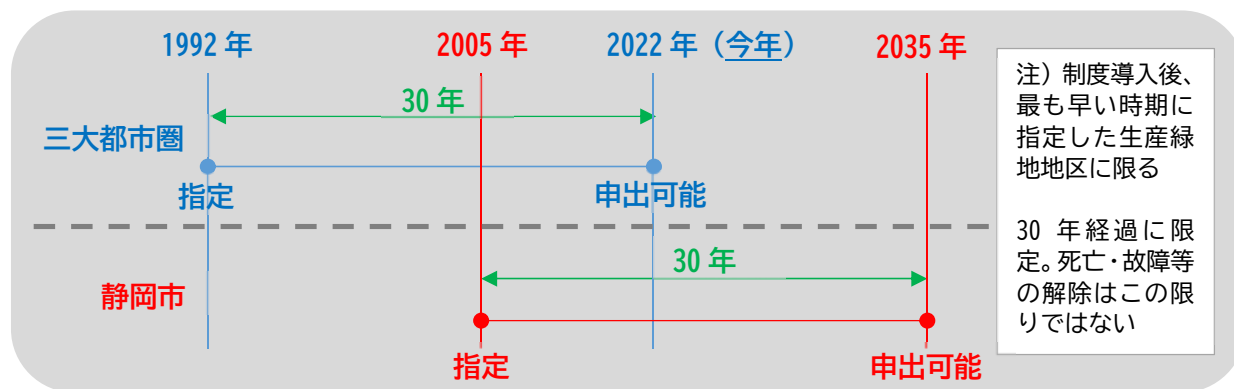
生産緑地地区は指定されてから **30年後**に買取申出（解除の手続き）が可能となります。
三大都市圏である**首都圏（東京周辺）、中京圏（名古屋周辺）、近畿圏（大阪周辺）**では**1992年（平成4年）**より生産緑地地区制度を採用しているため、**2022年（令和4年）**に**当初指定から30年**を迎えます。
指定後30年を迎えた生産緑地地区がある自治体では、生産緑地地区の買取申出（解除の手続き）が進み、農地が宅地等へ転用され、不動産価格の下落等の影響が発生すると問題視されています。

■静岡市の場合・・・

静岡市の生産緑地制度導入は、政令指定都市移行後の**2005年（平成17年）**であり、**最も早く指定された生産緑地地区**でも**2035年（令和17年）**に**30年経過**を迎えます。

そのため、**静岡市内**では、今年**2022年**に**30年経過**を迎える生産緑地地区**はありません**。

【参考イメージ】



■注意点・・・

- 静岡市では**2022年問題**（生産緑地地区指定から30年経過）に該当する**生産緑地地区はありません**
- 土地所有者等の手続きがなく、**生産緑地地区が自動的に解除されることはありません**
- 「**2022年問題**」の異なる解釈による**土地取引の営業行為が発生**しています
(例) 静岡市内で2022年に生産緑地地区が自動的に解除となる → **×誤りです!!**

生産緑地地区の解除の相談は、必ず、下記の連絡先へご確認をお願いします。

ご連絡先
静岡市役所 緑地政策課
緑化推進係 TEL054-221-1249